

## 表示付認証機器 ECD のご使用に際して

株式会社 島津製作所

(販売業届出番号 販第122号)  
(許可番号 使第362号)

表示付認証機器 ECD は「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下法律という。）および関連する法令等の適用をうける  $^{63}\text{Ni}$ 370MBq 密封放射性同位元素装備機器です。

法律第十二条の六に従って、ご使用に際してお守りいただく必要のある事項を記載した文書を製品に添付していますので、ご使用の前に必ずご一読いただき、内容を十分にご理解の上、確実に実施してください。

### 届出について（法律および同施行規則）

#### ○使用届（法律第三条の三第1項、【様式第四】）

表示付認証機器を使用するには、使用の開始の日から30日以内に以下の事項を記載した「表示付認証機器使用届」を原子力規制委員会に提出していただく必要があります。

- 一 氏名又は名称及び住所（法人の場合は、その代表者の氏名）
- 二 認証番号及び台数
- 三 使用の目的及び方法

届出をせず（又は虚偽の届出をして）使用をした場合、三百万円以下の罰金となります。（法律第五十四条）

使用を目的として表示付認証機器を所有した時点をもって「使用の開始」とみなされるのでご注意ください。

上記の使用届とは別に地方自治体の条例等により消防署への届出が必要な場合がありますので所轄の消防署にご確認ください。

#### ○使用変更届（法律第三条の三第2項、【様式第四】）

上記使用届の各事項を変更したときには、変更の日から30日以内に「表示付認証機器使用変更届」を原子力規制委員会に提出していただく必要があります。

#### ○使用廃止及び廃止措置計画届（法律二十七条、【様式第三十七】）

廃止に伴う措置の報告書（法律第二十八条第5項、【様式第三十六】）

すべての使用を廃止するときには、遅滞なく「表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届」を原子力規制委員会に提出していただく必要があります。

廃止措置計画届に記載した措置が終了したときには遅滞なく「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」に「廃止のためにセルを当社に譲り渡したことを証明する書面（当社発行のRI受領書）」の写しを添えて提出していただく必要があります。

※法律などの条文において「遅滞なく」とは「正当なまたは合理的な理由がない限り、すぐに行う義務がある」ということを意味します。

### 認証条件について

本装置は以下の使用、保管及び運搬の条件（認証条件）に従ってご使用いただく場合に限り、表示付認証機器としての特例が適用されます。（法律第三十条）万一、認証条件を逸脱してご使用になられますと法律に従って罰せられます。（条件外での使用には一般の放射線源としての手続き等が必要になります。）

（使用の条件）

- ・ 一人の作業者につき年間**2000時間**を超えてガスクロマトグラフ用エレクトロンキャプチャディテクタ（以下ディテクタ）から**50cm以内**に近づかないでください。
- ・ ディテクタをガスクロマトグラフからみだりに取りはずさないでください。
- ・ ディテクタの分解・組立てをしたり、放射性同位元素を取り出したりしないでください。
- ・ ディテクタ及びキャリアガス（試料成分を展開溶出するガスをいう）の温度が**350℃**を超えないでください。
- ・ キャリアガスとして腐食性のガスを用いないでください。
- ・ ディテクタにキャリアガス又は試料以外の物を入れないでください。

#### （保管の条件）

ガスクロマトグラフを設置する**部屋に施錠**してください。

ディテクタをみだりに持ち運ぶことができないような措置を講じて保管してください。

貯蔵においては「放射性」若しくは「Radioactive」の表示を有する専用の容器に入れて保管してください。

#### （運搬の条件）

ディテクタを運搬する場合は、見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」及び「L型輸送物相当」の表示を有している容器を用いてください。

（納品時の梱包に入れた状態であればL型輸送物に相当します。）

### 使用時の注意

- ・ ご使用のときは念のため、必ずディテクタの排気口（VENT）にビニールチューブまたはフッ素樹脂製チューブを接続し、その放出端から 1m 以内に人の立ち入る恐れのない場所（たとえば建物の屋上など）に放出してください。
- ・ ディテクタ付近（排気口なども含む）に接触する作業を行った後は中性のせっけんなどで手洗い等を十分に行ってください。
- ・ 災害等でディテクタが強い力や熱の衝撃を受けた場合は、破損がないかどうかサーベイメータで放射線源の線量測定を行って漏洩の有無を確認してください。
- ・ サンプルやカラム由来ではないと思われる固形物等がディテクタの排気口やカラム接続部に認められた場合は、サーベイメータで放射線源の漏洩でないか測定を行って確認してください。
- ・ 当社の表示付認証機器ECDの点検期限（線源容器の耐久性）は**製造後5年**です。有効期間満了までに当社へご連絡ください。  
保証期間（自然故障等の場合の無償対応）は据付後1年です。  
線源の汚れによる感度低下などにより上記期間内でも使用できなくなることがありますので、ご了承ください。その際は、洗浄（有償）を当社営業までご依頼ください。
- ・ 有効期間を記載した付属の補助標識（シールタイプの銀ラベル）と年間使用時間等を記載した注意ラベル（シールタイプの黄色ラベル）は記載事項をご確認の上、ガスクロマトグラフ前面のオープン扉の目に付きやすい場所に貼付してください。
- ・ 洗浄の際は線源を新しいものに交換します。線源番号が変わり点検期限は新たになります。洗浄後の線源に添付されている補助標識・注意ラベルに貼り直してください。

- ・ 付属の注意書きポスターをガスクロマト付近の目に付きやすい場所に掲示してください。汚損した場合は当社まで交換をご依頼ください。

### 廃棄時の注意

法律に定めるところに基づき、老朽化等の理由で廃棄される際は、ECDセルを当社にお引渡してください。(法律第十九条第5項) 一般廃棄物または産業廃棄物としての廃棄はできません。

ECDの使用を全面的に廃止する場合は、RI標識と2種類のラベルをガスクロマトグラフからはがし、取り外したECDセルとともに当社までお送りください。

### ECDセルの取りはずしに関する注意

洗浄・廃棄等の目的でガスクロマトグラフ本体からECDセルを取りはずす場合は当社営業かサービス担当店に依頼ください。

取りはずしたECDセルの電極部とセルボディを接続しているナットをはずすなど、セルを分解することは認められている使用の条件からの逸脱になり、無許可の放射性同位元素使用として法律により罰せられることとなります。

また、ECD-2010・ECD-9AM・ECD-17についてはヒーターブロックを取り外さないでください。

なお、保管・輸送の際はセルのページガス入口部・ベント出口部・検出器入口部に密栓をしてください。

### 包装および輸送について

「放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律」などにより、ECDセルはL型輸送物（危険性が極めて少ない放射性同位元素等として原子力規制委員会の定めるもの）として取り扱う必要があります。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 第十八条の三（放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬）

郵便法第十二条（公布時第十四条）第一号の「爆発性、発火性その他の危険性のあるもの」を定めた告示（昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号）における「九．放射性物質等」に該当

- ・ ECDセルの輸送は専門の業者に依頼すること。
- ・ 業者には、必ず放射性同位元素であることを告げること。
- ・ JR、私鉄、バスなど公共の交通機関での持ち運びはしないこと。

包装方法および貼付するラベル、郵送の手続きに必要な書類（危険物明細書）については最寄りの当社支店営業所までお問い合わせください。

なお、購入時にECDセルが収納されていた箱は郵送時に再利用可能ですので保管してご使用ください。

### 紛失の際の手続き

盗取・所在不明が生じたときは、警察官または海上保安官に遅滞なく届け出る（法律第三十二条、届出を怠ると百万円以下の罰金となります。）とともに、その旨を直ちに、その状況と措置とを10日以内に原子力規制委員会に報告する必要があります。また、合わせて当社にもご連絡ください。

## 災害の際の注意

地震・火災等の災害により ECD セルが破損するなど放射線障害が発生するおそれある場合には、直ちに警察官（または海上保安官）に通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会に届出をする必要があります。（法律第三十三条）

また、放射線を受けたおそれのある者に対しては、保健上必要な処置をする必要があります。（法律第二十四条）

## 破損の疑いのある場合の処置

災害等により ECD セルが強い衝撃を受けたり、サンプルやカラム由来ではないと思われる固形物が ECD ベントやカラム接続部に認められたりするなど ECD の破損が疑われる場合は、サーベイメータで放射線源の線量測定を行い漏洩の有無を確認する必要があります。この測定結果に異常がある場合は、原子力規制庁への報告と ECD の廃棄等の適切な処置が必要です。

## 報告等について

定期的な報告の義務はありませんが、原子力規制委員会、国土交通大臣または都道府県公安委員会より報告（法律第四十二条）が求められたり、立入検査（法律第四十三条の二）が行われたりすることがあります。したがって認証条件に沿った運用をしていることが証明できるように、ECDセルの管理、在庫（増減）、運搬や廃棄の状況などの記録を作成し保管してください。（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 第三十九条第7項）

本文書は平成二十五年四月一日時点の法令等に基づいて作成したものです。その後の改正等については反映されておりません。

設計認証に関する最新の事項については「原子力規制委員会 政策課題 RI 規制ホームページ」（[http://www.nsr.go.jp/activity/ri\\_kisei/](http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/)）に記載されておりますので、こちらも併せてご参照ください。

◎当社（法律十二条の四第一項の認証機器製造業者等）の連絡先

〒604-8511 京都市中京区西ノ京桑原町1  
株式会社 島津製作所 分析計測事業部製販連携グループ  
TEL 075-823-1192 / FAX 075-823-1380

[作成 2013/05/16]

# 株式会社 島津製作所

分析計測事業部製販連携グループ 〒604-8511 京都市中京区西ノ京桑原町1

東京支社 101-8448 東京都千代田区神田錦町1丁目3  
(03) 3219-(官公庁担当) 5631・(大学担当) 5616・(会社担当) 5685  
関西支社 530-0012 大阪市北区芝田1丁目1-4 阪急ターミナルビル14階  
(06) 6373-(官公庁・大学担当) 6541・(会社担当) 6556  
札幌支社 060-0807 札幌市北区北七条西2丁目8-1 札幌北ビル9階  
(011) 700-(分析計測営業課・総務) 6605・(医用機器営業課) 6602  
東北支社 980-0021 仙台市青葉区中央2丁目9-27 プライムスクエア広瀬通12階 (022) 221-6231  
郡山営業所 963-8877 郡山市堂前町6-7 郡山フコク生命ビル2階 (024) 939-3790  
つくば支店 305-0031 つくば市吾妻3丁目17-1  
(029) 851-(官公庁・大学担当) 8511・(会社担当) 8515  
北関東支店 330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1丁目41 明治安田生命大宮吉敷町ビル8階  
(048) 646-(官公庁・大学担当) 0095・(会社担当) 0081  
横浜支店 220-0004 横浜市西区北幸2丁目8-29 東武横浜第3ビル7階  
(045) 312-(官公庁・大学担当) 4421・(会社担当) 311-4615

静岡支店 422-8062 静岡市駿河区稲川1丁目1-1 伊伝静岡駅南ビル2階 (054) 285-0124  
名古屋支店 450-0001 名古屋市中村区那古野1丁目47-1 名古屋国際センタービル19階  
(052) 565-(官公庁・大学担当) 7521・(会社担当) 7531  
京都支店 604-8445 京都市中京区西ノ京徳大寺1  
(075) 823-(官公庁・大学担当) 1604・(会社担当) 1603  
神戸支店 650-0033 神戸市中央区江戸町9-3 栄光ビル9階 (078) 331-9665  
岡山営業所 700-0826 岡山市北区磨屋町3番10号 住友生命岡山ニューシティビル6階 (086) 221-2511  
四国支店 760-0017 高松市番町1丁目6番1号 住友生命高松ビル9階 (087) 823-6623  
広島支店 730-0036 広島市中区袋町4-25 明治安田生命広島ビル15階 (082) 248-4312  
九州支店 812-0039 福岡市博多区冷泉町4-20 島津博多ビル4階  
(092) 283-(官公庁・大学担当) 3332・(会社担当) 3334